

第 9 2 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「当たつては」を「あつては」に改める。

第 5 条第 1 項中「あつた」を「あつた」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第 2 項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第 3 項中「よつて」を「よつて」に改め、同項第 1 号中「あつて」を「あつて」に、「あつた」を「あつた」に改め、同項第 2 号中「東京都の区市町村」を「市区町村」に、「すでに」を「既に」に改める。

第 6 条中「、又は」を「又は」に改める。

第 8 条第 3 号中「あつた」を「あつた」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第 7 号中「あつては」を「あつては」に改める。

第 9 条第 1 項中「、又は」を「又は」に改める。

第 1 0 条の見出し中「引替交付」を「引換交付」に改め、同条中「汚損又はき損した」を「汚損し、又は毀損した」に、「印鑑登録証引替交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に、「引替交付」を「引換交付」に改める。

第 1 2 条中「知つた」を「知った」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第 1 4 条第 3 項ただし書中「行つた」を「行った」に改める。

第 1 5 条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第 1 項中「まつ消」を「抹消」に改め、同項第 5 号中「あつた」を「あつた」に、「あ

つては」を「あつては」に、「なつた」を「なった」に改め、同項第6号中「あつては」を「あつては」に、「なくなつた」を「なくなった」に改め、同項第7号中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第2項中「まつ消」を「抹消」に改め、同項第3号中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第17条中「もつて」を「もって」に改める。

第18条第3項中「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第20条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第3項の改正規定（「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」に改める部分に限る。）は、令和8年6月14日から適用する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。